

「北川村農業委員・農地利用最適化推進委員」募集案内

<u>農業委員の役割</u>	<u>農地利用最適化推進委員の役割</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の権利移動等に係る許認可 ○ 農地利用最適化推進員と連携し農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進・支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業委員と連携し、担当区域ごとに農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進・支援を行います。

■推薦書・応募用紙は**農業委員会事務局**（北川村役場産業政策課内）に備えています。

項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
1 募集方法	個人や法人・団体からの推薦および一般募集。	
2 募集人数	11名	3名
3 職務	農地等の利用の最適化推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に関する事項。	区域内の農地利用の最適化の推進を図る。
4 資格	次の全てに該当すること (1)北川村に住所を有する者（例外あり） (2)北川村が設置する他の附属機関等の委員でない者 (3)北川村の職員でない者 (4)租税公課の滞納がない者 (5)農業委員会等に関する法律第8条第4項※に該当しないこと ※①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
5 届出方法	推薦者は村の定める推薦書を、応募者は村の定める応募申込書を農業委員会事務局に届出てください。	推薦者は区域単位で農業委員会の定める推薦書を、応募者は区域単位で農業委員会の定める応募申込書を農業委員会事務局に届出てください。
6 募集期間	令和5年3月1日（水）～令和5年4月28日（金）	
7 任期	令和5年7月20日～令和8年7月19日	委嘱日～令和8年7月19日
8 報酬（日額）	会長 7,000 円/日・委員 6,500 円/日 ※ 実働時間が4時間未満の場合は70パーセントを乗じた額になります。 ※ 担い手集積や遊休農地の発生防止に対する報酬が支払われる場合があります。	
9 選任方法	受付期間中間と終了後に推薦及び募集状況を公表し、候補者の選考を行い、村議会の同意を得て村長が任命します。	受付期間中間と終了後に推薦及び募集状況を公表し、農業委員会で選出し、委嘱します。
10 その他	(1)農業委員と農地利用最適化推進委員との兼務はできません。ただし同時に推薦・応募はできません。 (2)申込書等の内容は、住所・電話番号・農業所得を除きホームページ等で公表します。 (3)身分は非常勤の特別職の公務員となり、業務には守秘義務が伴います。	
	農業委員の定数の過半数は認定農業者でなければなりませんと定められています。	北川村を3区域（南部・中部・北部）に分け、各区域から1名委嘱します。区域の分け方等、詳しい内容は直接お問い合わせください。

お問い合わせ先：北川村農業委員会事務局（北川村産業政策課内） ☎ 0887-32-1221